

2019年度DRP検討委員会

第4回会議 議事録

日時： 2020年1月24日（金）10:00～12:04

場所： JPNIC 会議室

1. 議題

1. 差押えへの対応について（JPRSより説明）
2. 手続電子化へのスケジュール案について
3. JP-DRP紛争処理方針および手続規則改定（案）について
4. シンポジウム開催に向けての進め方について
5. その他

2. 資料

- 資料1 2019年度DRP検討委員会第3回会合議事録（案）
- 資料2 手続電子化に向けてのスケジュール案（JPNIC作成）
- 資料3 JP-DRP紛争処理方針および手続規則改定（案）（山口委員作成）
- 資料4 シンポジウム開催に向けての準備の検討（その2）（JPNIC作成）

3. 出席者(50音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP 検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP 検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合 法律事務所 弁護士 日本知的財産仲裁センター本部運営委員
担当理事	曾根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

JPNIC 事務局：大久保正仁、藏増 明日香、林 宏信

JPRS：白岩一光、宇井隆晴、松丸真紀子、室町正実、木田翔一郎

4. 議事

10時00分に2019年度DRP検討委員会委員長井上氏により開会された。

1. 差押えへの対応について

- moomin.jp への差押事案のようなドメイン名への差押えは今後も発生する可能性がある。moomin.jp への差押えの件で東京国税局は、moomin.jp が DRP の対象になっていることは把握した上で差押をかけてきたようだ。(JPRS)
- 差押えを受けた際、債務承認するにあたっては JPRS から東京国税局に提出した「債務承認についての補足説明」の中でかなり詳しく説明した。説明は一貫/整合している必要がある。今後、本庁直轄の部門だけでなく所轄の税務署も差押えをかけてくる可能性がある。分かり易い簡潔な説明をする必要がある。なお、売却決定があつて、その後代金納付があつて、売却(移転)が発生する。売却決定だけでは移転にはならないという手続的な問題もあることを理解して欲しい。東京国税局は、差押命令の中で、ドメイン名の使用権を債権的な権利との整理をしている。ドメイン名登録規則に基づく契約上の権利であるとの整理。そして、我々は、契約上の制約は差押えがあつても変わらないと考えている。DRP に裁定に従うのは JPRS にとって義務的なもの。義務的な制限を含んだ権利として差押えられたと理解している。(JPRS)
- DRP に基づく移転裁定が出たら、留保がついた権利なので(差押えが)空振りになるということか。
- 東京国税局が決定の取消しをするかどうかは分からないので、東京国税局が空振りにしてくれるかどうかは分からない。千葉地裁の民事執行法に基づく差押事案では(差押対象ドメイン名の)指定事業者廃止が行われたので、対象ドメイン名/ドメイン名を使用する権利が消滅した。このため、この事案では上申書を提出し、裁判所から取消決定があつた。しかし、東京国税局がどのように判断するかはまだ分からない。(JPRS)

- しかし、条件付の債権であることは間違いない。条件が成就したときに債権者が変わるという理解で良いか。
- **DRP** に基づく手続中に使用権について差押えがあったということ。その状況で移転裁定が出たとする。この場合 **JPRS** としては移転裁定を優先して差押えを取り消してもらいたい。しかし、取り消してくれるかどうか分からない。事例が無い。(JPRS)
- 抽象化すると、債権について条件が成就したので当該差押対象から債権者（登録者）が申立人になってしまったから空振りになるということではないのか。
- 準法律的な話になってしまうが、厳密には移転裁定だけでは移転は完了していない。**JPRS** での移転手続完了によって初めて移転する。そこにタイムラグがある。(JPRS)
- **JPRS** の方で手続きすれば条件成就するのではないのか？
- すると思う。(JPRS)
- それであれば、差押えていたはずのものが予め決められていた条件が成就し、債権者（登録者）のものでなくなってしまったために空振りになる、その理解で良いのではないか。
- 良い。(JPRS)
- 債権債務関係があって、そこに条件が付いていて、そこに差押えがかかり条件が成就した場合に空っぽの権利になる、一般的にそういう事例はある筈ではないだろうか。
- **JPRS** としては経験してない。(JPRS)
- **JPRS** としてそのような経験があるか否かとは別に、一般的にドメイン名関係の話以外でも、そういう事例はあるのではないのか？
- あり得ると思う。(JPRS)
- それであれば、そうした事例を調べて提示すれば良い話ではないのか。
- 東京国税局に対して、そういった内容の説明はしている。具体的には、最高裁も、相殺に関する事案において、差押は、債務者の行為に関係ない客観的事実または第三債務

者のみの行為により、その債権が消滅またはその内容が変更されることを妨げる効力を有しないとしており、また、契約自由の原則を根拠として、催促等があった場合に直ちに相殺適状を生ぜしめる合意は差押債権者に対しても効力を有する旨、判示しているのであって（最高裁昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 卷 6 号 587 頁）、ドメイン名使用权が登録規則で定める制約に服すること、つまり、DRP 手続きに基づき移転裁定があった場合には、JPRS により移転登録されることも、最高裁の事例における相殺合意の場合と同様に考えられるものと思料する旨、東京国税局に対しては説明した。（JPRS）

- 東京国税局が納得できるかどうかは分からないが、その理屈で主張すれば良いのでは。これまでの最高裁の判断とも整合していると思う。外国の場合は規定がある場合もあるようだが、日本の場合は無い。それであれば、我々としては、その理屈で淡々と移転を進めれば良いのでは？と思う。
- 1 点補足させて欲しい。東京地裁による差押えのケースでは、当初の決定が変更され、「第三債務者は、第 1 項により差し押さえられたドメイン名使用权について、移転登録申請及び廃止の届出その他の権利行使に応じてはならない」との主文について、「第三債務者は、第 1 項により差し押さえられたドメイン名使用权について、債務者の申請により、登録者情報の変更その他一切の変更手続をしてはならない」と変更された。つまり、ドメイン名の登録者本人が変更しようとしても、それは裁判所の差押命令により無理だが、DRP の裁定に基づき JPRS が裁定に基づき移転をしても、それは問題ないということ。（JPRS）
- JPRS の心情としても民事執行法に基づく差押えであろうが、国税徴収法に基づく差押えであろうが、DRP を優先させる方が妥当であろうとの考えはある。実体的な理由として考えるのは、DRP というのは商標権者がドメイン名登録者に対して申立てるもの。全くの第三者が公売等で権利を取得した場合、今度はその人を相手取って DRP の申立を行わなければならなくなる。それは、再訴の負担が生じることを意味する。本件はたまたま公売の対象者がムーミンのコピライトを持っているフィンランドの会社だったので事なきを得たが、元々 DRP はコピライトの所有者と登録者との調整のためのもの。争いが繰り返される、再訴を考えることになるのは適当ではないのではないか。（JPRS）
- JPRS から東京国税局への説明においても、民事執行法に基づく差押えの場合も、同じ理屈となっている。移転を命じる判決については裁判所と JP-DRP との関係は書き込まれている。これまでの経験もあるので問題ないように思う。ただ、仮処分が先行することがあり得るということだが、その場合でも理屈は一緒という理解で良いか。
- 後者については JPRS としては検討中。例えばドメイン名の譲渡をめぐり契約をして金

も支払ったのにドメイン名が移転されない場合、他の人に譲渡されては堪らないので譲受人が仮処分をかけることになる。しかし、譲受人による仮処分と DRP のどちらを優先すべきなるかという話になると、ハッキリしていないように思う。議論頂いた方が良いように思う。移転を命じる判決が出た場合、mandatory にやらなければならない。ルール解釈上は判決の方が優先。(JPRS)

- しかし、仮処分のレベルの話ではどうなるのか。同じ理屈になるのではないのか。
- 判決が優先して DRP が後回しになるということか。(JPRS)
- 仮処分の場合でも、差押えと同じに考えるということ。(JPRS)
- 外国判決、外国仮処分については我が国では確定的な効力はないので考える必要ない。効力があれば日本の裁判所の判決と同じに処理すれば良いし、無ければ無視すれば良いだけの話ではないか。
- 個人的な見解だが、政策論争/政策議論が必要と思っている。JPRS の登録規則上では、我が国における判決と同様の効力を有する外国判決という書き方になっている。(JPRS)
- 登録規則のどこに外国の判決と書いてあるか。
- 外国判決の場合も同様。「我が国において効力を有する」に含まれるのではないか。(JPRS)
- 我が国の法制度上、民事訴訟法第 118 条に外国判決の承認の要件について書かれている。承認の要件を満たすか否かの問題であるだけではないのか。同じ処理でなければおかしいと思う。規則を変えるという政策論/立法論をするなら別だが、現行の規則を読む限りは「同等の」と書いてあり、何をもって「同等」と扱うかについては、我が国では外国判決の扱いは民事訴訟法第 118 条の要件を満たすか否かで決まる。通常解釈はそうなる。それで（今後も）いいかどうかという話であれば諸外国の例を見て変えるというのはあると思う。
- こうしたケースが発生するようになり、何らかの検討が必要ではないかと思っている。(JPRS)
- 現在の解釈と今後のことは分けて考える必要がある。
- 現在の解釈では、要件を満たさない外国判決には全く従っていない。(JPRS)

- JP-DRP の場合、対象ドメイン名について訴訟になった場合、DRP の当事者は JIPAC に通知しなければならないとなっていると思う。しかし、DRP の想定する紛争とかなり違う事例も発生している。こうしたケースは今後も起こる可能性がある。訴状送達、仮処分命令の送達、JPRS に届く。どうしたら良いのかと思っている。(JPRS)

⇒必要に応じて検討を行う。

2. 手続電子化へのスケジュール案について

- 資料 2 に基づき説明 (JPNIC より説明)
 - 手続電子化に向けて調整しているが、規則類の改訂が必要。7月1日付で手続電子化を目指したいと考えており、そのためには改訂された規則類は5月のJPNIC理事会での承認が必要になる。ただし、その前提で進めるとしても、紛争処理機関の都合等によっては延期もあり得るとは考えている。
- 7月に、試験運用であっても良いので、運用開始が着手できていればと思う。
- III とも話し、クラウドシステムのトライアルなどについて前倒しで考えている。クラウドシステムは1ヶ月のトライアル期間がある。

3. JP-DRP 紛争処理方針および手続規則改定 (案) について

- 資料 3 に基づき説明
 - 資料 3 では、現行の規則からの改訂箇所が変更履歴で分かるようになっている。
 - 紛争処理方針第 4 条 k.項には出訴したことの証明として「裁判所受領印のある訴状」等を提出するとあるが、訴状は出せないで「訴状の写し」とした。
 - 書類のやり取りについては、クラウドへのアップロードと電子メールの二本立てのような書き振りは紛らわしいといった指摘が前回会合であったと思うので、その点整理してクラウドへのアップロードを主とするよう、修正した。
 - 現行の規定では紛争処理方針第 3 条 c.項に「登録者が当事者となっている JP ドメイン名紛争処理手続」とあるのみで、実は規定中、<紛争処理における「登録者」>の定義が無いことが判明した。規定中、「登録者」と言った場合に一般的なドメイン名登録者を指している箇所と、紛争の当事者である「登録者」を指している箇所があり、紛争処理方針第 3 条 c.項では「当事者」の定義の中に当事者の定義も含まれているような書き方になっていた。UDRP と揃える意味もあり、「登録者」とは、<紛争処理における「登録者」>の意

味での「登録者」の定義を別に設けた（手続規則第1条(c)）。

- 規則中「申立書」と書かれている箇所と、「申立書（添付書類含む）」と書かれている箇所があった。しかし、やり取りをクラウドで行う場合には容量の関係で添付資料が送れない等も無いので、手続規則第1条(g)の中で、申立書の後に「申立書（添付する関係書類を含む。以下同じ。）」と入れ、「申立書」と書かれている場合には添付書類も含むようにした。手続規則第5条の答弁書に関する規定中、答弁書についても同様とした。
 - 手続規則第1条(l)において、前バージョンでは「連絡通知」としていたものを「開始通知」に変えた。ドメイン名登録者に手続開始を知らせる通知は、手続の開始時だけのものなので。
 - 規定上、クラウドシステムによるやり取りは、「インターネットによる電子的送付」とした。法律では「電子情報処理組織による」等とされている場合もあるが、電子情報処理組織がインターネットだけを指しているか否か良く分からない。インターネットという言葉が法律で使用されていない訳ではないので、「インターネットによる電子的送付」とした。連絡通知には電子メールを用いるが、書面の提出等には「インターネットによる電子的送付」を使用するという書き方に統一した。
 - 手続規則第2条(b)では、開始通知以外の通知について書いている。登録者に連絡する際にどのアドレスで受信しているかが紛争処理機関の側では分からない場合があるので、複数アドレスに送るように規定してある。送付先アドレスの変更を登録者側で申し出た場合は、現規定でも、第2条(e)の規定により変更可能。
 - 手続規則第2条の中で、送付の日とはいつを指すかに関する規定で、「送信または保存時として記載されている日」とした（第2条(f)(i)）。クラウドシステムを利用する場合、アップロードにより保存することになるので。
 - ファクシミリによる送付を送付手段として残すべきか否か考えたが、電話等による連絡もあり得るので、主たる連絡手段とは考えないが、電話番号やファクシミリ番号も連絡先として書くという規定は残すことにした。
- 手続規則第17条の和解に関する規定について、JPRSより確認したい点があるとのことだった。（JPNIC）
- 和解が当事者間で成立しても、和解内容の実施ができない場合もあり得る。和解でドメイン名を移転するとされていても、移転先がそのドメイン名の登録資格を満たしていない場合（co.jpドメイン名で移転しようとする先が法人でない場合や既に別のco.jpドメイン名を持っている場合）や、汎用ドメイン名で移転しようとする先が海外の人である場合。（JPRS）

- UDRP では和解に関する条文があり、例えば WIPO では和解内容を記載するフォーマットが既に決められており、そのフォーマットのとおりに記載して提出するようになっている。同様にするのが良いのではないかと思う。そのフォーマットの中に、「登録要件を満たさない相手への移転はできません」と言った記載を盛り込むのが良いのではないか。和解に関する規定も修正の必要があれば、その余地はあると考えている。

⇒和解内容が実施可能な場合および和解に関する規定について更に検討する。

- 現行の規定で「ドメイン名登録者」となっていたのが、「登録している者」と変わっている。ただ、「登録している者」とすると、登録業務を行う業者を指すようにも読めてしまうのではないか。また、改訂案では「インターネットによる電子的送付」との言葉が散見されるが、「紛争処理機関が別途定めるインターネットによる電子的送付」等、幅を持たせておいた方が良いのではないかとの印象を受けた。

- 「登録をしている」ではなく、「登録をした者」位の方が良いかもしれない。

- 全体の整合性も考える必要があるのではないか。

- 「インターネットによる電子的送付」については、その前に「紛争処理機関が指定する」との言葉を入れているつもり。補則で連絡方法について定めている部分で「当センターが指定するオンラインストレージへの書面の保存」等書くことを考えている。補則で定めるので、手続規則の中で「オンラインストレージ」とまでは書く必要はないかなと考えている。

- 補則で定めるとすれば良いのではないか。

- 手続規則第2条で「紛争処理機関が指定するインターネットによる電子的送付およびその他の手段」とあるにも拘わらず、定義のところでは「紛争処理機関が指定する」とはなっていない。

⇒送付手段の記載について更に検討する。

- 申立書の提出の前の段階の手順等について、クラウドシステムのトライアルで整理、確認する必要はあると考えている。

- ファクシミリ送付による連絡手段は、手続電子化の中でどのような局面で使われるのか。

- 従前の規定ではファクシミリ送付による送付について記載があったが、現実にはファックス番号が正しくなく、送っていないことも多かったようだ。連絡手段として

ファクシミリ送付を残す必要があるのかとの問題はあるが、ファクシミリ送付による連絡の必要が無いとは言えないとの認識から残したまで。オフィシャルな連絡手段ではないという意味では電話に同じと思う。

- 必須な連絡方法なのか。(JPNIC)
- 必須ではないと思う。
- しかし、規定上、必須な連絡先として申立書に記載することとされているように読める。(JPNIC)
- ファックス番号が申立書に書いていなかったからと言って、申立を受けない訳ではない。必ずファックス番号が必要ということではない。書き振りは再検討する。

⇒送付手段の記載について更に検討する。

- 申立書の補正が5日と規定されているが、特に外国からの申立の場合、5日の補正が厳しいと過去聞いた。5日でなければならないとの記載について「延長することも可能」といった文言を追加しなくて良いだろうか。(JPNIC)
- 過去、申立人が外国法人の場合に、代表者資格を証明する書類の提出を求める際に時間を要した場合があったとは聞いている。
- 訂正が間に合わずに申立の再提出となった場合に、どのような不利益が申立人にあるか。訴状提出における時効の問題に類するような問題はあるか。
- 料金の問題もあるのではないか。(JPNIC)
- 受理になってから補正出来ずに取下扱いとなった場合、パネリスト任命前であれば申立人に返金されるが、その場合でも、全額は返金されない。3万円は差し引くこととなっている。パネリスト任命後は事案の進捗を考慮して返金するとされている。手続規則の第4条に「紛争処理機関が申立書に不備があることを発見したときには、その不備の内容を申立人に速やかに通知する。申立人は、その通知受領から5日(営業日)以内にその不備を補正できる。」とあり、「速やかに」の解釈次第な面もあると思う。

⇒手続規則第4条を「止むを得ない場合を除き5日以内に補正」等に改訂することを検討する。

4. シンポジウム開催に向けての進め方について

- シンポジウムは1日を想定。第一部が手続電子化、第二部は裁定例研究に基づく課題を想定。スピーカーやコーディネーターは、検討委員と裁定例検討専門家チームのメンバーを考えている。3月に確定させたいと考えている。(JPNIC)
- 手続電子化は、画面を表示しながらのデモンストレーション等があつて、続いて規則の改訂等の話になるのかなと思うが、その場合、午前第一部 2 時間は長いように思う。開催挨拶等にある程度時間をかけるとして、11時40分頃に早めに昼休憩に入り、午後の部が13時から等のイメージ。
- 裁定例に関する発表を全員で行うのは無理ではないか。
- 裁定例研究で扱った事案すべてをシンポジウムで扱う必要はないのではないか。どの事案をシンポジウムで扱うかはこれから決めることと思う。また、JIPACのパネリストは全員招待するのではないか。

⇒別れさせ屋.jp の事案と、moomin.jp の事案はシンポジウムで扱う。その他、時間の関係であと2事案取り上げることとし、どの事案を採用するかは検討する。JIPACのパネリスト候補者にモデレーターを依頼する等も含め、調整する。後援組織への後援依頼等も進めていく。

5. その他

⇒時間の関係で検討は行われなかった。

次回検討委員会会合は3月17日(火)9:30-11:30とすることが確認され、以上をもって、DRP検討委員会委員長の井上氏により会議は12時04分に閉会された。

以上